

史跡興国寺城跡保存活用計画

2022

沼津市教育委員会

例 言

1. 本書は沼津市根古屋字赤池ほかに所在する史跡興国寺城跡保存活用計画である。
2. 本計画の作成は令和元年度（2019 年度）に事前準備に着手し、令和 2 年度（2020 年度）、令和 3 年度（2021 年度）に行った。
3. 計画策定にあたり、興国寺城跡整備調査委員会（委員長：服部英雄氏）、山下信一郎氏、渋谷啓一氏（文化庁）、溝口彰啓氏（静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課）の指導を得た。
4. 本書の執筆・編集は、沼津市教育委員会事務局文化振興課が行った。
5. 計画内における年号の記載については和暦を使用した。が、参考文献については西暦を用いた。
6. 曲輪等の名称は、沼津市教育委員会が平成 31 年（2019）3 月に刊行した『史跡興国寺城跡調査報告書』に倣う。また本計画内での調査成果の概要等については、報告書に掲載した内容を一部抜粋・整理して再録した。

目 次

例 言

第1章 計画策定の沿革と目的	1
1-1 計画策定の沿革	1
1-2 計画の目的	2
1-3 計画の対象範囲	3
1-4 本計画の位置づけ	4
1-5 計画策定における委員会設置と経緯	8
1-6 地域住民の合意形成の経過	9
1-7 計画の期間	10
第2章 史跡指定等の概要	11
2-1 史跡指定に至る経緯	11
2-2 指定地の状況	13
2-3 史跡に関わる調査成果	30
第3章 史跡の本質的価値	45
3-1 史跡の本質的価値	45
3-2 史跡に関わる構成要素	47
第4章 史跡をめぐる現状と課題	49
4-1 保存管理に関わる現状と課題	49
4-2 活用に関わる現状と課題	58
4-3 整備に関わる現状と課題	64
4-4 運営及び体制整備に関わる現状と課題	66
第5章 保存活用の基本方針	67
5-1 目指す姿	67
5-2 基本方針	67
第6章 史跡の保存管理	69
6-1 保存管理の方向性	69
6-2 保存管理の区域と方法	70
6-3 現状変更の取扱い基準	74
6-4 植生管理について	79
6-5 埋蔵文化財包蔵地の取扱い	81
6-6 史跡の公有地化と追加指定	81
6-7 防災計画	81

第7章 史跡の活用	85
7-1 活用の方向性	85
7-2 活用の具体的な方法	85
第8章 史跡の整備	91
8-1 整備の方向性	91
8-2 史跡全体の整備方針	91
8-3 区域ごとの整備方針	93
8-4 史跡内の動線計画	101
第9章 運営と体制整備	103
9-1 運営と体制整備の方向性	103
9-2 運営と体制整備の方法	103
第10章 実施計画	105
10-1 各施策の実施計画	105
10-2 経過観察	106
文化財保護に係る関連法令	109

興国寺城跡が所在する沼津市は駿河湾に望む伊豆半島の西側付け根に位置する。中心市街地の中央部には狩野川が流れ、北には愛鷹山を主とする山麓、西には千本砂礫洲と浮島沼、中央から東にかけては黄瀬川扇状地、南には複雑な海岸線を有する海岸地域と、多様な環境にある。

ここは戦国時代に関東一円を支配した小田原北条氏（以下、北条氏）の祖、伊勢宗瑞（北条早雲）ゆかりの城として知られ、以後も江戸時代初期に至るまで駿駿河の要所として用いられたこと、また城郭遺構も良好に残存することから平成7年3月17日（文部省告示第25号）に国史跡として指定された。

[illegible]

-1-

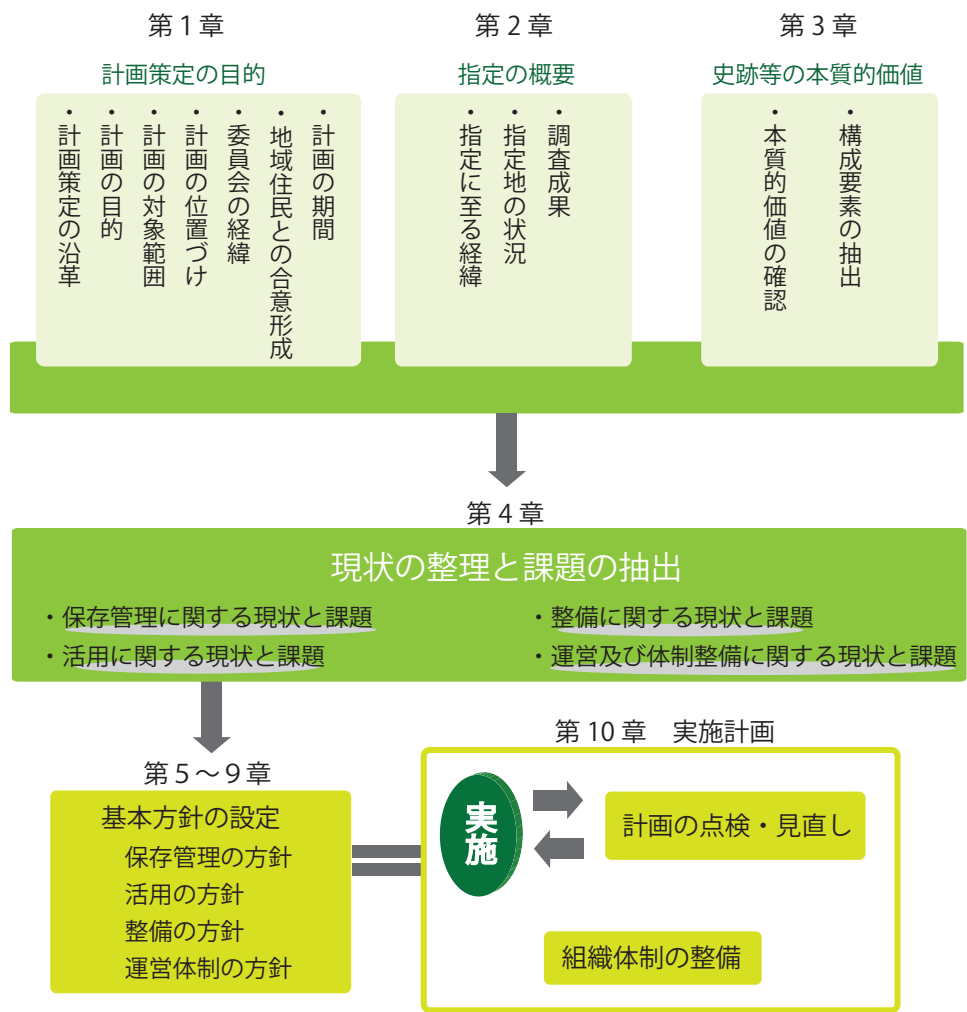
しかし調査の進展とともに史跡の価値が顕在化したことと反して、現在では、かつて策定した『保存管理計画』だけでは興国寺城跡の持つ文化財的価値を適切に保存し、またそれを後世に正しく伝えるための活用方針が提示できていないという課題が生じている。このため、保存管理計画を踏襲するものの、史跡の本質的価値について明らかにし、現状や課題を整理した上で、現時点までの調査結果等を踏まえた保存・活用・整備方針を定めた『史跡興国寺城跡保存活用計画（以下、本計画）』を策定する。

1－2 計画の目的

本計画は、学術・歴史的価値を踏まえ、史跡の本質的価値と構成要素を明確化するとともに、興国寺城跡を適切に保存・活用して次世代へと確実に伝達していくことを目的として策定するものである。

そのため、以下の 3 点を明示する。

- (1) 多様な価値に即した保存基本方針・方法の明示
- (2) 現状変更の取扱い基準を明確にした管理方針の明示
- (3) 諸法令と整合・連携した史跡の活用・整備方針の明示



第 1-2 図 保存活用計画の構成

1－3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は史跡指定範囲を基本とするが、周辺の関連する文化財や景観と一体的に保存活用を図っていくため、史跡の構成要素を整理するとともに、周辺の文化財についても言及する。

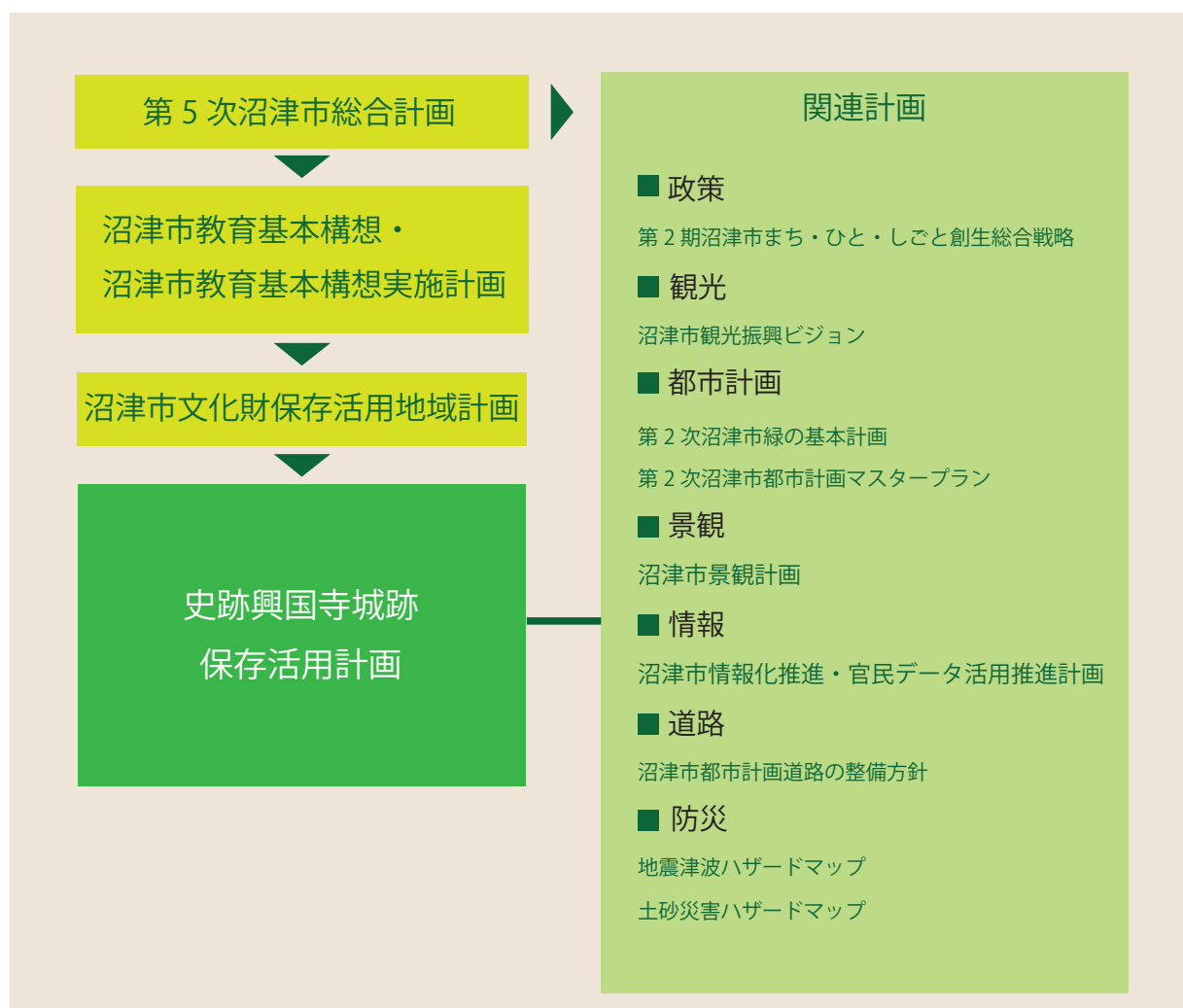


第 1-3 図 計画の対象とする範囲（平成 27 年度撮影）

1-4 本計画の位置づけ

本計画は、沼津市の将来像を示した『第5次沼津市総合計画』（令和3年策定）、沼津の教育の目指す姿を示した『沼津市教育基本構想』『教育基本構想実施計画』（令和3年策定）、今後策定予定である『沼津市文化財保存活用地域計画』が上位計画となり、これらの計画に則ったうえで本計画を策定する。

また第1-1表に示した関連計画及び『整備基本構想』『整備基本プラン』『保存管理計画』がすでに策定されているため、これらを踏まえた上で策定する。



第1-4図 上位・関連計画との関係

第1-1表 上位・関連計画一覧

分野	名称	策定
① 総合計画	第5次沼津市総合計画	令和3年3月
② 教育	沼津市教育基本構想・ 沼津市教育基本構想実施計画	令和3年3月
③ 文化財	沼津市文化財保存活用地域計画	策定準備中
④ 政策	第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3年3月
⑤ 観光	沼津市観光振興ビジョン	令和3年3月
⑥ 都市計画	第2次沼津市緑の基本計画	令和3年2月
⑦ 都市計画	第2次沼津市都市計画マスタープラン	平成29年1月
⑧ 景観	沼津市景観計画	平成22年12月 令和3年4月改定
⑨ 情報	沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画	平成22年12月 令和3年4月改定
⑩ 道路	沼津市都市計画道路の整備方針	令和元年12月
⑪ 防災	地震津波ハザードマップ 土砂災害ハザードマップ	平成26年3月

① 第5次沼津市総合計画（令和3～12年度） 上位計画

第5次沼津市総合計画は、今後10年における沼津市の総合計画である。「まちづくりの柱4」の中の「基本計画4-2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で、文化財等を「歴史・文化資源」として表記し、「取組2 歴史・文化資源の保存と活用」において、「興国寺城跡などの整備にあたっては、近隣の観光資源との連携等により回遊性のある活用が図られるよう、地域と協力して進めます。」と掲げている。各地域別のまちづくりの方向性を示した「地域別のまちづくりの方向 西部地域（原・浮島・愛鷹・今沢・片浜）」では、「自然・歴史とともに紡ぐ、次世代への発展とつながりを大切にするまち」を掲げ、「豊かな自然や景観、歴史・文化資源の保全に取り組み、次世代に継承します。」「海岸線や山間地といった自然環境や、地域に根差した歴史のある地域資源の活用を図ります。」と明記している。

また、計画前期5年について定めた前期推進計画「人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～」（令和3～7年度）の中で、「まちづくりの柱4 地域の宝を活かすまち」の11事業のうちの一つの事業として「興国寺城跡保存整備事業」をあげている。この中で、「戦国時代の城跡である国指定史跡興国寺城跡の保存顕彰を図るとともに、歴史体験の場として修景を整備し、その活用を図る。」とし、具体的な事業内容として、公有地化、計画策定、遺構確認調査、整備工事を推進するとしている。

② 沼津市教育基本構想・沼津市教育基本構想実施計画（令和3～7年度） 上位計画

沼津市における最上位計画である「沼津市総合計画」に基づいて市長が策定した「沼津市教育大綱」を踏まえて、沼津の教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に進めていくための指針とするために「沼津市教育基本構想」が策定された。同時にその具現化のために「沼津市教育基本構想実施計画」が策定されている。

「沼津市教育基本構想」の「第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」「1 郷土を愛する心の育成」における「(3) 文化財の保存・活用」では「国民共有の財産でもある国指定史跡や天然記念物、国宝などの有形文化財等については、後世に伝え残していくために、適切な整備や管理、保存を進めます。」と掲げられている。

また実施計画では、その具体的事業である「史跡等保全整備事業」において「歴史的な価値のある興国寺城跡及び高尾山古墳、松城家住宅、また、国天然記念物大瀬崎ジャクシン樹林を保存活用するため、計画の策定など整備や活用に向けた検討を行う。整備の過程にあっても、文化財の価値の啓発イベントや情報発信を実施する。」としている。

③ 沼津市 文化財保存活用地域計画 上位計画

令和5年度の策定を目指し、現在策定準備中である。

④ 第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3～7年度） 関連計画

本戦略は、「まち・ひと・しごと創生法第10条」の規定に基づき沼津市の目標・講ずべき施策の基本的方向性を示すものである。本計画では自然環境や歴史・文化遺産など地域資源を活用して交流人口の拡大を図るものとして位置づけており、この中の基本目標「沼津への新しいひとの流れをつくる」を実現する施策の一つに「2-1 まちなか居住の推進と都市的魅力の向上」があり、具体的施策として「文化財の保存活用」を掲げている。ここでは「市内の文化財を西部、中央、北部、南部の4つのエリアに分け、それぞれの拠点となる本市固有の貴重な財産である文化財を中心に、地域資源として保存活用を図る」ことを目標とし、「講演会や体験学習等文化財活用事業の開催」「SNS等を利用した情報発信」「公開活用事業」を具体的な取り組みとしている。

⑥ 沼津市観光振興ビジョン（令和3～7年度） 関連計画

「沼津ならではの」の地域資源を最大限に活用し、官民一体となって観光振興に取り組むことにより、地域経済の活性化のほか、シビックプライドの醸成などを図っていくために改定された。本計画の中で、目標を具現化する4つの柱のうち「観光振興の柱2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で「基本施策3 地域資源の創造」として、「市内の歴史・文化資源のほか、海・山・川の自然資源を効果的に活用することにより、新たな地域資源を創造するとともに、これら地域資源が、新たな沼津の魅力となるよう努める」としている。また、「基本施策5 県東部・伊豆地域等との連携」として、「北条五代観光推進協議会やNHK大河ドラマなど歴史等を活用した連携及び誘客の促進」を掲げている。

そして目標達成に向けた具体的な施策として「(6) 歴史・文化資源の活用」において、「本市には、皇室ゆかりの沼津御用邸記念公園をはじめ、北条早雲旗揚げの城として知られる興国寺城跡、国指定重要文化財である擬洋風建築の松城家住宅など、市内各所に「沼津の宝」が点在しています。これらを効率よく散策できるよう「まちあるきマップ」を作成するほか、施設に相応しい、ユニークベニュー（歴史的建築物等で開催するイベントなど）として活用します。」とし、さらに「(11) 北条五代観光推進協議会やNHK大河ドラマなど歴史等を活用した連携及び誘客の推進」において「映画やドラマなどのロ

ケ地を巡る周遊観光は、本市をはじめ近隣地域の観光交流人口の拡大を図る上で、大きな効果が期待できることから、映画のほか NHK 大河ドラマなどについて、関係団体や近隣市町などと連携し、ロケの誘致を図ります。また、ロケ地巡りツアーなどを企画・実施することにより、更なる誘客を推進します。」としている。

また興国寺城跡が所在する沼津市西部地区のエリアビジョンに「歴史・文化と観光体験」を掲げ、その具体的な戦略に「白隠のみちや興国寺城跡、阿野全成ゆかりの大泉寺など西部エリアにある歴史・文化資源のネットワークを図り、観光ポータルサイトなどを活用した情報発信を行います。」としている。

⑥ 第2次沼津市緑の基本計画（令和3～12年度） 関連計画

本計画は、市内の「緑」について市が独自性と創意工夫を発揮し、まちの中の緑について将来あるべき姿と、それを実現していくための施策を定めるものである。その中で興国寺城跡は「興国寺城跡（国指定史跡）」において、調査成果を踏まえた保存活用計画や復元整備計画の策定を推進し、市民に親しまれる歴史公園としての整備を目指します。」としている。

⑦ 第2次沼津市都市計画マスタープラン（平成29～令和18年度） 関連計画

本計画では沼津市の都市計画に関する基本的な方針を定めている。将来の都市構造の中で興国寺城跡周辺は「日常生活ゾーン」と「環境調和ゾーン」の境に位置付けられ、「第4章 まちづくりの分野別方針」「水と緑と景観」内の「都市景観の形成」「歴史・文化景観の保全と活用」において、「旧東海道沿道のまちなみを中心に、帯笑園、白隠禅師ゆかりの寺など歴史的な要素や風情を残す地区や、旧沼津御用邸、興国寺城跡、長浜城跡、松城家住宅など地域を特徴づける景観資源を活かし、歴史的な雰囲気のあるまちなみ景観の活用に努めます。」と興国寺城跡を位置づけている。

⑧ 沼津市景観計画 関連計画

本計画は、景観法第8条に基づき、より良好でうるおいのある景観づくりを、市民、事業者、行政で進めていくための計画である。本計画「2 良好な景観の形成に関する指針」「（1）市域の景観形成方針」「（2）景観形成の方針」「〔2〕美しいまち並み景観の形成」「【②集落地景観の保全・継承】」において、興国寺城跡に関連する「根方街道の集落周囲の緑地等の保全を含め、集落景観の維持・保全あるいは在来の形式を活かしたまち並みの形成を図る」とし、「【⑤歴史・文化景観の形成】」では、興国寺城跡そのものの言及ではないが、原駅前地区（興国寺城通り含む）に対し、「歴史的な雰囲気のまち並み景観への活用を推進します。」「地域の自然・歴史・文化を後世に伝えていきます」と示している。

⑨ 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画（令和3～7年度） 関連計画

本計画は市を取り巻く環境の変化に基づき、ICTを活用した市民サービスの向上や行政の効率化を目的として策定されたものである。令和2年度までも「埋蔵文化財出土遺物データベース化」作業を進めてきたが、今後も引き続き推進を目指していくことが本計画の「第2章 個別施策の概要」「（4）地域の宝を活かすまち」において「（4）ICTを活用した文化財情報の電子化」として位置付けられている。さらに「第3章 個別の施策の詳細」において「埋蔵文化財、史跡、建造物などの文化資源情報のデータベース化や、刊行物を電子書籍としてウェブ上で情報提供し活用してもらうことにより、文化資源の価値に対する人々の認識を高めるとともに、地域の文化活動の活性化を図る。」ことを目的に、今後は「市内の史跡や建造物などの文化資源情報のデジタル化を進め、オープンデータとして順次公開していく。」ことなどが示されている。

⑩沼津市都市計画道路の整備方針 関連計画

本方針は、市内の都市計画道路に対し、「時間の経過とともに当初決定の必要性等に変化が生じている可能性があることから、必要性等を再検証する必要」があり、「本市の都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現のための都市計画道路のあり方について検証する」ために定められたものである。

この方針内では短期的に事業着手をする「優先性が高い路線・区間」として、興国寺城跡の南側を東西に横断する「金岡・浮島線」が位置づけられている。さらに、その下位であって長期的に事業着手する区間であるものの「一般路線・区間」には、興国寺城通りと呼ばれる「原青野線」が位置づけられている（都市計画道路の予定地については第4章を参照）。

⑪地震・津波ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ 関連計画

「静岡県第4次地震被害想定地震・津波ハザードマップ」をもとにした沼津市の地震・津波ハザードマップでは、南海トラフで発生する地震について、興国寺城跡周辺では震度6弱で被害が発生することが想定されている。また史跡そのものの位置ではないが、周辺では危険度小の液状化も想定されている。

また土砂災害ハザードマップには、興国寺城跡の伝天守台および周囲を取り巻く土塁や斜面地は「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」に設定されている（区域の範囲は第2章を参照）。

1－5 計画策定における委員会設置と経緯

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、令和元年度に学識経験者による「興国寺城跡整備調査委員会」に地元関係者を加えて、史跡の本質的価値について議論し、協議を進めた。また委員会には静岡県（スポーツ・文化観光部文化局文化財課）及び地元自治会である根古屋自治会より自治会長が出席して、検討を行った。

第1-2表 興国寺城跡整備調査委員会（令和元～3年度 所属は令和3年度段階）

	氏名	所属	備考
委員長	服部 英雄	九州大学名誉教授	中世史
副委員長	高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	史跡整備、庭園史
委員	柴垣 勇夫	静岡大学名誉教授	考古学（陶磁器）
委員	麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	建築史
委員	千田 嘉博	奈良大学教授	考古学（城郭史）
委員	貴田 潔	静岡大学准教授	中世史

(2) 計画策定の経過

本計画は、遺構確認調査の指導と合わせて、令和元年度より検討を開始し、3カ年で策定を行った。策定の経過は以下のとおりである。

第1-3表 興国寺城跡整備調査委員会での検討項目

日程	主な議題	概要
第1回 令和元年10月16日(水)	保存活用計画策定に向けて	・目次の検討 ・本質的価値の検討
第2回 令和2年12月5日(土)	保存活用計画の検討状況について	・本質的価値の検討 ・現状課題の整理
第3回 令和3年2月3日(水)	史跡指定等の概要について 史跡の本質的価値について 史跡をめぐる現状と課題について	・第2章～4章までの検討
第4回 令和3年7月2日(金)	保存活用の基本方針 史跡の保存管理 史跡の活用 史跡の整備	・第5章～8章までの検討
第5回 令和4年2月9日(水)	保存活用計画全般の内容について	・計画全体の確認

1-6 地域住民の合意形成の経過

本計画策定に先立ち、史跡の本丸には江戸時代後期より現地に備わる「高尾山穂見神社」が鎮座することから、これを管理する根古屋自治会に対して先行して方針の説明会及び意見徴収を行い、その後は原地区連合自治会、沼津市商工会、沼津市観光協会、浮島地区連合自治会、青野自治会において説明会及び意見徴収を実施した。各段階における地域からの要望やコメントは以下のとおりであり、意見の一部は計画に反映させた。

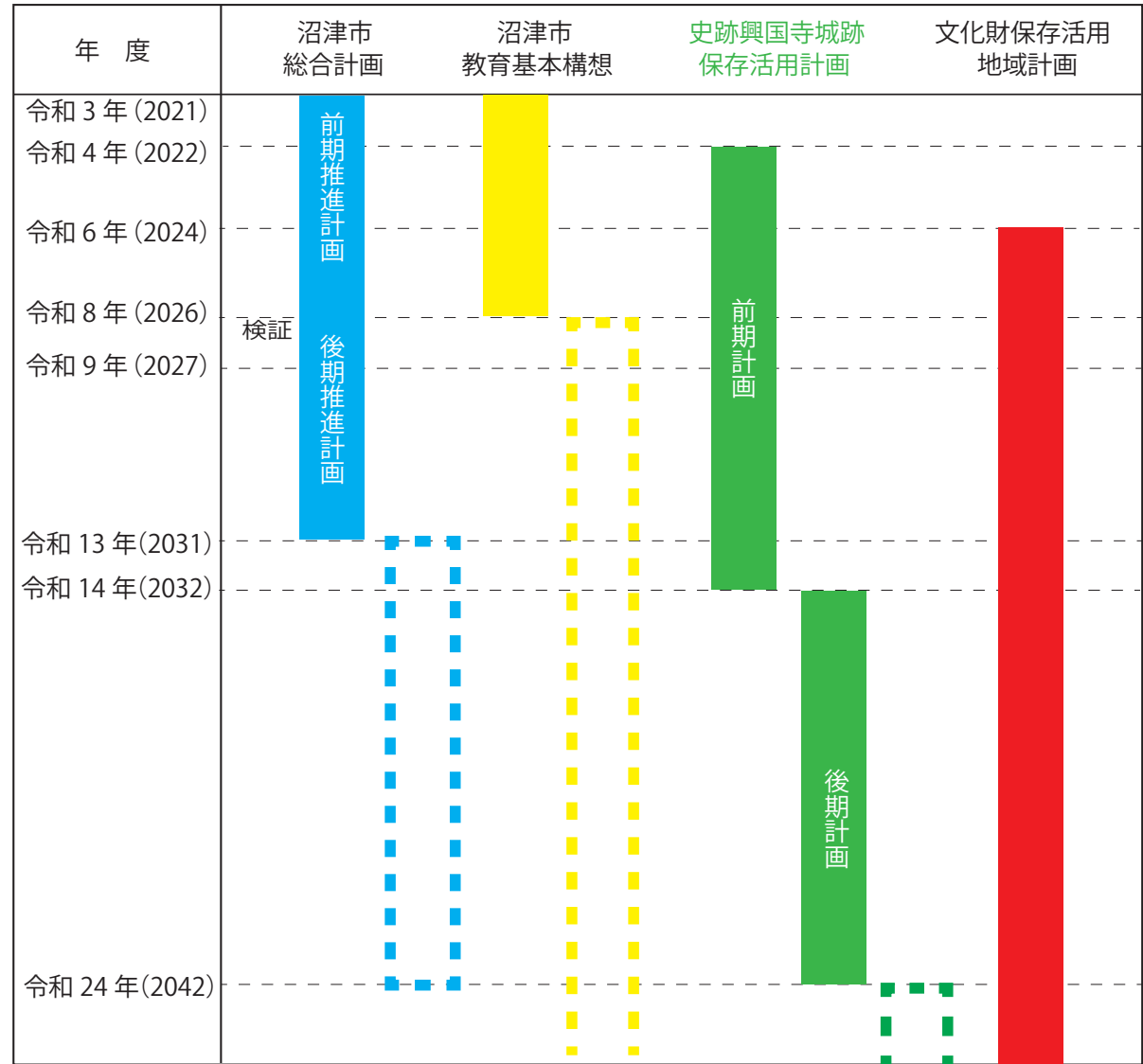
- ・学校利用も考え、大型バスも駐車できる整備計画を早期に位置づけてもらいたい。
- ・ボランティアガイドの育成やガイドが待機する場所を整備したほうが良い。
- ・「地元協力」と説明があったが、城に興味があっても人材不足。養成講座などが必要。
- ・本丸整備において、神社を大切にしてもらいたい。桜も残して欲しい。
- ・建物復元は難しいと聞いているが、検討は続けてもらいたい。
- ・危険箇所の雑木伐採は早期に実施してもらいたい。
- ・地元が実施している神社の祭典と城郭の祭りを共催で実施して欲しい。
- ・城郭にふさわしい武道などの企画の開催を希望する。
- ・子供が楽しめる整備やイベントの企画、実施をしてもらいたい。
- ・興国寺城跡を中心とした原・浮島地区の観光ルートの開発が必要。
- ・スマートフォンを活用した整備（VR・AR）や企画の実施。
- ・大河ドラマの誘致の継続。

1－7 計画の期間

本計画の計画期間は令和14年度（2032年度）末の10年間とする。

ただし、史跡の面積は広大であって整備には長期間を要することが想定されることから、全体としては本計画を「前期計画」として位置づけ、保存・活用・整備（第1期整備工事）の方策を示すことを中心に記載する。

令和15年度（2033年度）以降は、前期計画の経過観察と課題の検討に基づいた「後期計画」へと変更を行う。その内容は第1期整備工事を踏まえることに加え、上位計画である「第5次沼津市総合計画」の目標年次が令和13年度（2031年度）であること受け、この計画検証内容も検討した上で、計画期間を令和24年度（2042年度）を目処として進めていく。以降は、上位計画との整合性を図りつつ、残る整備工事以降の整備の完了までの期間を見据えて、適宜改訂を進める。



第 1-5 図 計画実施期間